

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の概要

現 状

○分布状況

- シカの分布可能な地域にはほぼすべて分布し、生息域も拡大。

○生息数の動向

- 生息密度指標である糞塊密度は、上昇傾向に有り、特に湖北地域での上昇が顕著。

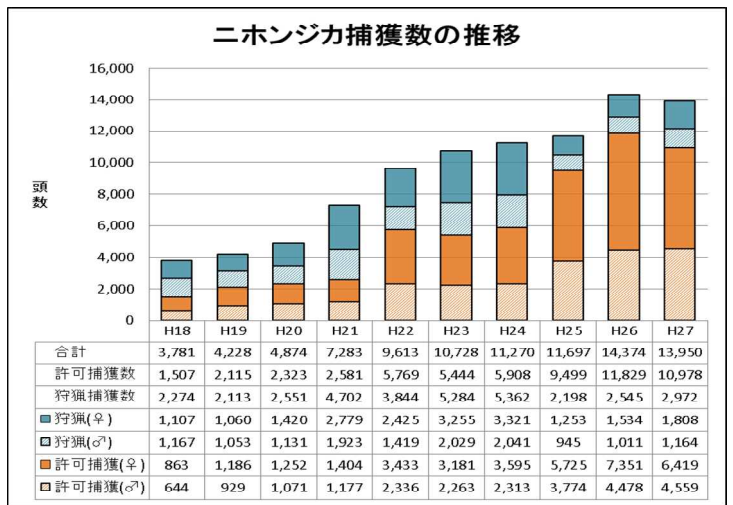
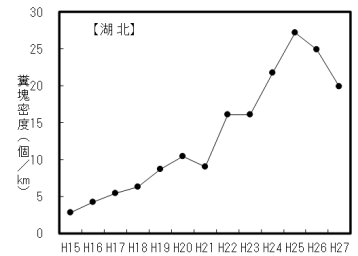
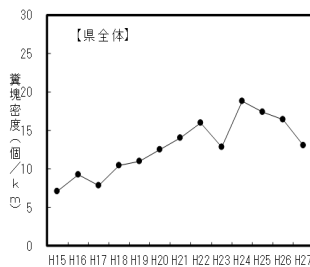
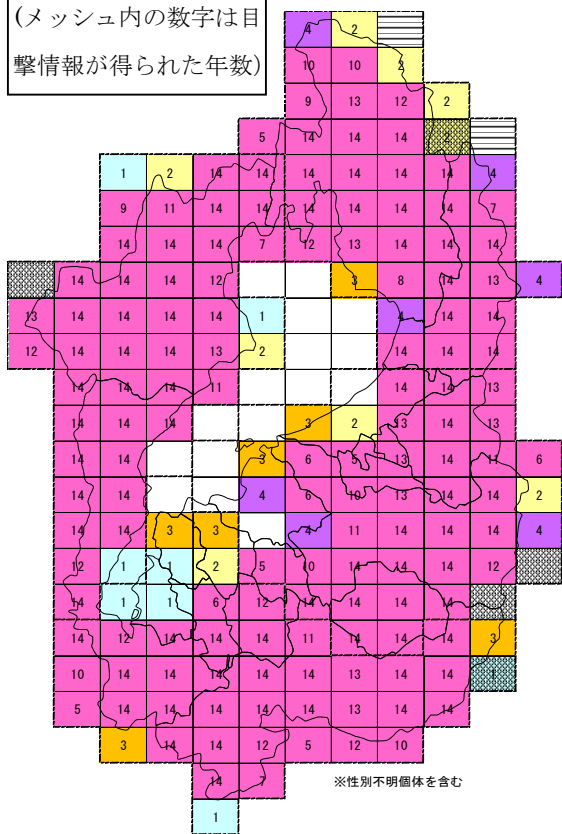
○被害状況

- 農林業被害に加え、森林生態系の衰退による公益的機能の低下が顕著。

○捕獲の状況

- 平成22年度からは、森林税を活用し捕獲を強化、更に平成25年度からは国の交付金も活用し有害駆除の推進を図り、近年は、年間1万頭以上の捕獲を維持。

分布状況
(メッシュ内の数字は目撃情報が得られた年数)



計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

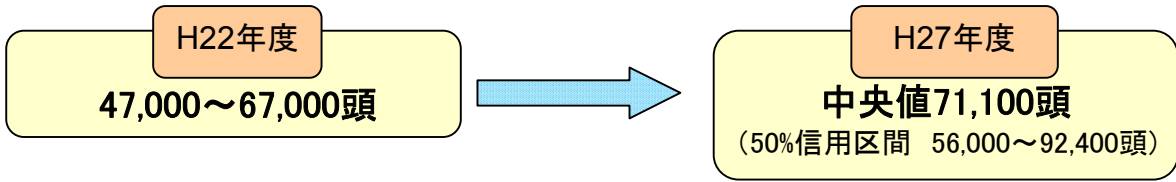
管理の目標

- 農林業や生態系への被害を軽減する
- 増加した生息数を早期に減少する

計画のポイント

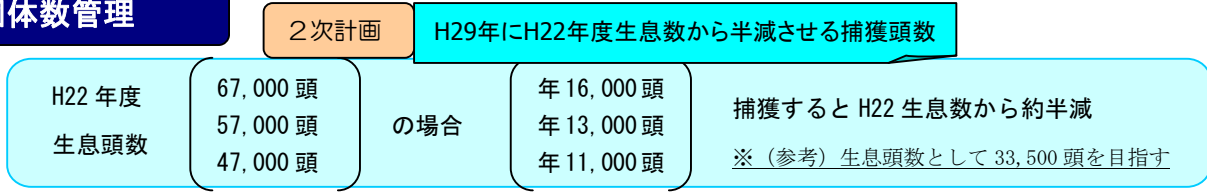
推定生息数の見直し

○従来の糞塊密度による生息数の推定では年度間の変動が大きいことから、より精度を高めるために糞塊密度、捕獲頭数、狩猟による目撃効率等により生息数を推定する「階層ベイズ法」(国も採用)による推定方法に変更。



地域	湖北地域	湖東地域	湖西地域	湖南地域	合計
H27年度推定生息数(頭)	31,300	14,100	16,100	9,600	71,100

個体数管理



3次計画 個体数の管理目標

国が示す「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年度)では、10年後(平成35年度)までに個体数を半減することを目指していることから、本県においても、平成35年度までに個体数を半減させることを目指して個体数管理を行う。捕獲目標を下表のとおり定め、早期に実現すべく各地域は互いに補完して捕獲能力最大限で捕獲を実施。ただし、湖北地域については、実効性を勘案した捕獲率とし、生息頭数の半減時期は平成35年度以降とする。

第3次計画期間の終期(H33年度末)の生息頭数目標 → 51,900頭

上段: 捕獲目標数
下段: 年度末(捕獲後)の生息頭数

H25年度~H35年度(10年間)で生息数を半減させる(湖北を除く)											単位: 頭
第3次特定計画期間											
	H25	H27	H27捕獲率の倍数	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	合計
湖北	26,900	31,300	2.0倍以上	5,787 32,800	5,657 32,300	5,543 31,800	5,446 31,400	5,366 31,000	30,600	30,300	27,799
湖東	14,600	14,100	1.7倍以上	4,703 12,300	4,112 10,800	3,612 9,500	3,212 8,400	2,862 7,500	6,700 半減達成	6,100	18,501
湖西	18,200	16,100	1.3倍以上	5,773 13,300	5,055 11,600	4,454 10,300	3,947 9,100 半減達成	3,515 8,100	7,300	6,500	22,744
湖南	11,200	9,600	1.0倍以上	3,043 7,800	2,759 7,100	2,511 6,400	2,293 5,900	2,099 5,400 半減達成	4,900	4,500	12,705
合計	70,800	71,100		19,306 66,200	17,583 61,800	16,120 58,000	14,898 54,800	13,842 51,900	49,500	47,400	81,749
年度毎の捕獲目標				19,000	18,000	16,000	15,000	14,000			
(うち成獣メスの捕獲目標)				(11,400)	(10,800)	(9,600)	(9,000)	(8,400)			

【捕獲頭数の向上や繁殖を抑制するため、以下のような
取組みの推進と新たな方策について検討】

〈これまでの施策を継続〉

- ・ 射撃訓練への支援やわな猟技術講習会の開催などによる狩猟者の育成
- ・ 免許を持たない者も捕獲に関わることで獣害対策への参画意識を高める地域ぐるみの取組み

〈新たな方策についての検討〉

- ・ 成獣メスが積極的に捕獲されるような工夫
- ・ 狩猟による捕獲が盛んになる仕組みづくり
- ・ 捕獲が進まない地域への応援態勢等の仕組みづくり
- ・ 生息頭数などについての他府県との情報共有

【狩猟期間の前倒し】

2次計画

11月15日～3月15日

ニホンジカ、イノシシ以外の獣種
11月15日～2月15日

3次計画

11月1日～3月15日

【変更なし】
ニホンジカ、イノシシ以外の獣種
11月15日～2月15日

被害防除対策

農業被害

- ・ 防護柵の設置
- ・ 集落全体での維持管理

林業被害

- ・ 防護柵、防護ネット、テープ巻き

森林生態系の衰退

- ・ 小面積を囲う植生防護柵設置

生息環境管理

森林の保全・整備

- ・ 伐採箇所の小面積・分散化(餌となる草地の抑制)等

集落・農地周辺の管理

- ・ 餌となるものの極力排除や隠れ場所の刈り払い
- ・ 集落環境点検の実施 等

その他

- ・ 捕獲したシカのジビエ活用